

## 広島市子育て世帯住替え促進リフォーム費補助事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、住宅団地内の空き家の活用により子育て世帯の住替えを促進するため、空き家のリフォームを行う者に対し、予算の範囲内においてその経費の一部を補助することについて、広島市補助金等交付規則（昭和36年広島市規則第58号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子育て世帯 第8条の規定による申請を行う日において、当該申請を行おうとする者が属する世帯に小学生以下の子ども又は妊娠中の者が属しているものをいう。
- (2) リフォーム 空き家を活用するために行う修繕、模様替え、増築等で建築基準法その他の法令に違反しないものをいう。

### (空き家活用計画書)

第3条 町内会等の自治組織（別表の住宅団地内の団体に限る。）が作成する空き家活用計画書（別記様式第1号）は、次の各号に掲げる事項を記載し、市長に提出するものとする。

- (1) 住宅団地の概要
  - (2) 自治組織の概要
  - (3) 空き家の活用目的
  - (4) 空き家の活用に係る取組内容
  - (5) 自治組織の活動範囲内に存する空き家の情報
- 2 空き家活用計画書を提出した後において、記載内容の変更がある場合は、速やかに空き家活用計画変更届出書（別記様式第2号）を市長に提出するものとする。

### (補助対象工事)

第4条 補助金の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、台所、浴室又は便所等のリフォーム工事（冷暖房器具及び照明器具その他の容易に取り外しができるものの設置工事等を除く。）とする。

（補助対象住宅）

第5条 補助金の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、別表の住宅団地内に存する住宅であって、かつ、次の各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 居住又は使用されたことがある戸建て住宅又は併用住宅（延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するものに限る。）であること。
- (2) 第8条の規定による申請を行う日（申請を行う者が第6条第2号又は第3号に該当する場合は、賃貸借契約日又は売買契約日）から遡って3か月以上居住されていないものであること。
- (3) 空き家活用計画書に記載されているものであること。
- (4) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないものであること。
- (5) この要綱に基づく補助金のほかに国又は地方公共団体からこの要綱に基づく補助金の対象工事と同一の部位に対して補助金の交付を受けていないものであること。

（補助対象者）

第6条 補助金の対象者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象住宅をリフォームする者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 補助対象住宅を親族以外の子育て世帯に賃貸しようとする当該住宅の所有者（法人は除く。）で、次に掲げる要件の全てに該当する者
  - ア 住民登録している区市町村の税を滞納していないこと。
  - イ この要綱に基づく補助金の交付を受けたことがないこと。
  - ウ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者又は暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者で

ないこと。

- (2) 親族以外が所有する補助対象住宅を自己の居住の用に供する目的で賃借している者（賃貸借契約日から半年以内の者に限る。）であって、次に掲げる要件の全てに該当し、かつ、前号ア及びイに該当する者
- ア 子育て世帯（世帯構成員全員が前号ウに該当する世帯に限る。）の世帯主であること。
- イ 補助対象住宅に継続して2年以上居住する意思があること。
- ウ 居住する住宅が存する住宅団地における地域活動に参加する意思があること。
- エ 当該補助事業の実施について書面により補助対象住宅の所有者の同意を得ていること。
- (3) 親族以外が所有する補助対象住宅を自己の居住の用に供する目的で購入した者（売買契約日から半年以内の者に限る。）で、第1号ア及びイ並びに前号アからウまでに該当する者

（補助額）

第7条 補助額は、補助対象工事に要する経費（総額が20万円以上のものに限る。）の2分の1の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）以内とし、50万円を限度とする。

（交付の申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象工事を行う前に、広島市子育て世帯住替え促進リフォーム費補助金交付申請書（別記様式第3号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 当該住宅に係る登記事項証明書その他の当該住宅の所有者がわかるもの
- (2) 居住者がいない期間を確認することができる書類
- (3) 申請者が住民登録している区市町村の税を滞納していない旨の証明書
- (4) 附近見取図
- (5) 補助対象工事の計画図面
- (6) 補助対象工事に着手する前の状況を示す写真（住宅全体及び補助対象工事の施工箇所毎に撮影したもので、撮影日のあるものに限る。）及び

当該写真の撮影の位置及び方向を記した図面

- (7) 補助対象工事に要する費用の見積書（補助対象工事の施工箇所及び施工内容が特定できるものであること。）又はその写し
  - (8) その他市長が必要と認める書類
- 2 補助対象者のうち第6条第2号又は第3号に該当する者は、前項各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。
- (1) 住民票の写し（世帯構成員全員の氏名及び世帯主との続柄の記載のあるものに限る。）
  - (2) 母子健康手帳の写しその他の妊娠中の者がいることがわかるもの（当該申請を行おうとする者が属する世帯に小学生以下の子どもが同居していない場合に限る。）
  - (3) 賃貸借契約書又は売買契約書の写し
  - (4) 当該住宅のリフォームに関する所有者の同意書の写し（補助対象者が第6条第2号に該当する場合に限る。）
- 3 前年度又は当該年度に広島市子育て世帯住替え促進家賃補助事業による補助金の交付を受けた者であって、第1項第2号及び第3号及び第2項第1号から第3号までに掲げる書類の記載内容に変更がなく、広島市子育て世帯住替え促進家賃補助金額確定通知書の写しを添付する場合には、これらの書類の添付を省略することができる。
- 4 第6条第3号に該当する補助対象者のうち補助対象住宅の所有権移転登記が未了であり、特段の理由があると認められる者は、第1項第1号に掲げる書類の添付を省略することができる。

（交付決定通知等）

- 第9条 市長は、補助金の交付を決定したときは、広島市子育て世帯住替え促進リフォーム費補助金交付決定通知書(別記様式第4号)により当該申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、補助金の交付を決定する場合において、必要に応じて条件を付すことができる。
  - 3 市長は、補助金を交付しないことを決定したときは、広島市子育て世帯住替え促進リフォーム費補助金不交付決定通知書(別記様式第5号)により当該申請者に通知するものとする。

- 4 第1項の規定により補助金交付決定通知を受けた者は、当該通知を受けた後に補助対象工事に着手しなければならない。

(変更等の承認申請)

- 第10条 補助金の交付の決定を受けた者は、交付決定後において、規則第12条第1項の規定による計画の変更等の承認を受けようとするときは、変更する部分のリフォーム工事を行う前に、遅滞無く広島市子育て世帯住替え促進リフォーム費補助事業変更(中止・廃止)承認申請書(別記様式第6号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の承認をしたときは、広島市子育て世帯住替え促進リフォーム費補助事業変更(中止・廃止)承認通知書(別記様式第7号)により当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

- 第11条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助対象工事が完了したときは、速やかに広島市子育て世帯住替え促進リフォーム費補助事業実績報告書(別記様式第8号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1) 補助対象工事完了後の状況を示す写真(住宅全体及び補助対象工事の施工箇所毎に撮影したもので、撮影日のあるものに限る。)及び当該写真の撮影の位置及び方向を記した図面
  - (2) 補助対象工事に要した費用の内訳を示す書類
  - (3) 補助対象工事に関する契約書の写し
  - (4) 補助対象工事に要した費用を支出したことを示す領収書の写し
  - (5) その他市長が必要と認める書類
- 2 補助金の交付の決定を受けた者で、第6条第2号又は第3号に該当する者は、前項各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。
- (1) 住民票の写し(世帯構成員全員の氏名及び世帯主との続柄の記載があり、世帯構成員全員が補助対象住宅に居住していることが分かるもの)
  - (2) 町内会・自治会への加入を証する書類
- 3 前年度又は当該年度において広島市子育て世帯住替え促進家賃補助事業

による補助金の交付を受けた者であって、前項第1号及び第2号に掲げる書類の記載内容に変更がなく、第8条の規定による申請時に広島市子育て世帯住替え促進家賃補助金額確定通知書の写しを添付した場合には、これらの書類の添付を省略することができる。

- 4 第8条の規定による申請時において補助対象住宅に居住している者であって、第8条第2項第1号に掲げる書類により補助対象住宅に居住していることが確認でき、当該書類の記載内容に変更がない場合には、第2項第1号に掲げる書類の添付を省略することができる。
- 5 第8条第4項の規定により交付申請に係る書類の添付を省略した者は、第8条第1項第1号に掲げる書類を提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その報告に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを確認し、適合すると認めるときは、規則第16条の規定により交付すべき補助金の額を確定し、広島市子育て世帯住替え促進リフォーム費補助金額確定通知書（別記様式第9号）により当該補助金の交付の決定を受けた者に通知しなければならない。

(補助金の請求)

- 第13条 前条の規定による通知を受けた者は、広島市子育て世帯住替え促進リフォーム費補助金交付請求書（別記様式第10号）を市長に提出し、補助金の交付の請求をするものとする。
- 2 前項の請求は、補助金の交付の決定があった日の属する年度の年度末までに行わなければならないものとする。

(交付決定の取消等の通知)

- 第14条 市長は、規則第12条第3項の規定により補助金の交付の決定を取り消し、又は変更したときは、広島市子育て世帯住替え促進リフォーム費補助金交付決定取消（変更）通知書（別記様式第11号）により通知するものとする。
- 2 市長は、規則第18条第1項の規定により補助金の交付の決定の全部又

は一部を取り消したときは、広島市子育て世帯住替え促進リフォーム費補助金交付決定（一部）（全部）取消通知書（別記様式第12号）により通知するものとする。

（返還命令）

第15条 市長は、規則第12条第5項、第19条第1項又は同条第2項の規定により補助金の返還を命ずるときは、広島市子育て世帯住替え促進リフォーム費補助金返還命令書（別記様式第13号）により行うものとする。

（調査等に対する協力）

第16条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者に対し、補助対象工事に関する調査の協力又は報告を求めることができる。

（委任）

第17条 この要綱の施行に関し必要な事項は、都市整備局指導担当局長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成27年8月31日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成29年11月21日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

## 別表

補助対象となる住宅団地		
番号	区	名称
1	東区	光が丘団地
2	東区	香里園
3	東区	鏡ヶ丘団地
4	東区	鈴が丘団地
5	東区	ひばりヶ丘団地
6	東区	観音原団地
7	東区	五月ヶ丘団地
8	東区	百田団地
9	東区	東園団地
10	東区	やすらぎが丘団地
11	東区	東浄団地（東浄）
12	東区	東浄団地（浄玄寺）
13	東区	桜ヶ丘団地
14	東区	早稲田団地
15	東区	大和台団地
16	東区	中山町南山
17	東区	馬木ハイツ
18	東区	ホームスト広島中山台
19	東区	東山
20	東区	清風台
21	東区	戸坂住宅団地
22	東区	ライフヒルズ未来
23	東区	サンヒルズ中山
24	南区	丹那
25	南区	杉山団地
26	南区	仁保団地
27	南区	ニュー旭ヶ丘
28	南区	向洋ニュータウン洋光台
29	南区	アメニティタウン仁保南
30	南区	丹那ハイツ
31	西区	己斐緑ヶ丘団地
32	西区	ふじハイツ
33	西区	鈴が台団地
34	西区	三滝観音台
35	西区	明山台団地
36	西区	日生己斐東住宅団地
37	西区	国迫団地
38	西区	己斐イトーピア
39	西区	広島ハイツ
40	西区	大迫団地（己斐大迫）
41	西区	大迫団地（茶臼山）
42	西区	日生団地



4 3	西区	古江東町
4 4	西区	古江
4 5	西区	山田団地
4 6	西区	西部臨海 1 工区
4 7	西区	鈴が峰団地
4 8	西区	広電己斐団地
4 9	西区	西部臨海 5 工区
5 0	西区	西部臨海 2 工区
5 1	西区	己斐もみじヶ丘
5 2	西区	田方ヶ丘
5 3	西区	阿瀬波団地
5 4	西区	井口台パークタウン（1 期）
5 5	西区	井口台パークタウン（2 期）
5 6	西区	古江西
5 7	西区	三滝本町
5 8	西区	小己斐新開
5 9	西区	古田台ヒルズ・古江の丘
6 0	西区	高須台パークタウン
6 1	安佐南区	あさおか台団地
6 2	安佐南区	第二祇園ヶ丘団地
6 3	安佐南区	第一東亜ハイツ
6 4	安佐南区	瀬戸内苑団地
6 5	安佐南区	松ヶ丘団地
6 6	安佐南区	藤興園団地
6 7	安佐南区	下城ハイツ
6 8	安佐南区	西原
6 9	安佐南区	サンハイツ光が丘
7 0	安佐南区	武田山団地
7 1	安佐南区	向ヶ丘団地
7 2	安佐南区	伴ハイツ
7 3	安佐南区	大町富士団地
7 4	安佐南区	高取第一団地
7 5	安佐南区	ふじが丘団地
7 6	安佐南区	安古市東亜ハイツ・豊松園団地
7 7	安佐南区	三菱沼田団地・大原台団地
7 8	安佐南区	緑ヶ丘団地
7 9	安佐南区	サンハイツ緑ヶ丘
8 0	安佐南区	中八木
8 1	安佐南区	瀬戸内沼田ハイツ
8 2	安佐南区	高取第二団地
8 3	安佐南区	別所団地/細田山団地
8 4	安佐南区	緑井
8 5	安佐南区	毘沙門台団地（1 期）
8 6	安佐南区	毘沙門台団地（2 期）
8 7	安佐南区	毘沙門台団地（3 期）
8 8	安佐南区	平和台団地

89	安佐南区	弘億団地
90	安佐南区	中央グリーンハイツ
91	安佐南区	サンハイツ緑ヶ丘
92	安佐南区	新祇園東垂ハイツ
93	安佐南区	グリーンヒル大原
94	安佐南区	A・CITY アベニュー花の季台
95	安佐南区	イトーピア長楽寺
96	安佐南区	花みずき台
97	安佐南区	若葉台
98	安佐北区	城ヶ丘団地（仏ヶ迫）
99	安佐北区	城ヶ丘団地・城ヶ丘第二団地（城ヶ丘）
100	安佐北区	平和台団地
101	安佐北区	新建団地（新建）
102	安佐北区	新建団地（台）
103	安佐北区	可部第一東垂ハイツ
104	安佐北区	可部第二東垂ハイツ
105	安佐北区	南が丘団地
106	安佐北区	ふじランド
107	安佐北区	虹山団地
108	安佐北区	可部グリーンライフ
109	安佐北区	福王寺団地
110	安佐北区	安佐グリーンランド
111	安佐北区	瀬戸内ニューハイツ
112	安佐北区	譲羽団地
113	安佐北区	翠光台団地
114	安佐北区	ふじビレッジ
115	安佐北区	コープタウンあさひが丘
116	安佐北区	はすが丘団地
117	安佐北区	くすの木台団地
118	安佐北区	高陽ニュータウンC住区
119	安佐北区	高陽ニュータウンB住区
120	安佐北区	高陽ニュータウンA1住区・高陽ニュータウンA2住区
121	安佐北区	諸木団地
122	安佐北区	矢口が丘
123	安佐北区	ハイライフ高陽（岩上第二）
124	安佐北区	ハイライフ高陽（岩上）
125	安佐北区	インターハイツ森城
126	安佐北区	高陽第一
127	安佐北区	安佐ニュータウン星が丘
128	安佐北区	桐陽台
129	安佐北区	可部勝木台
130	安佐北区	高陽台
131	安佐北区	高陽深川台
132	安佐北区	希望が丘
133	安芸区	瀬野川団地
134	安芸区	大磯団地

1 3 5	安芸区	月ヶ丘団地
1 3 6	安芸区	五月台団地
1 3 7	安芸区	安芸矢野ニュータウン
1 3 8	安芸区	スカイレールタウン瀬野みどり坂
1 3 9	安芸区	望が丘団地
1 4 0	安芸区	瀬野みつぎ団地
1 4 1	佐伯区	緑が丘団地
1 4 2	佐伯区	美鈴園団地（西山）
1 4 3	佐伯区	美鈴園団地（皆賀）
1 4 4	佐伯区	駅前第一
1 4 5	佐伯区	中央第一
1 4 6	佐伯区	昭和台
1 4 7	佐伯区	日の木団地
1 4 8	佐伯区	月見台団地（1期）
1 4 9	佐伯区	月見台団地（2期）
1 5 0	佐伯区	観音台団地
1 5 1	佐伯区	荒蒔団地
1 5 2	佐伯区	新宮苑
1 5 3	佐伯区	八幡が丘団地（八幡ヶ丘）
1 5 4	佐伯区	八幡が丘団地（保井田）
1 5 5	佐伯区	薬師が丘団地
1 5 6	佐伯区	五月が丘団地（1期）
1 5 7	佐伯区	五月が丘団地（2期）
1 5 8	佐伯区	昭和台
1 5 9	佐伯区	折出団地
1 6 0	佐伯区	利松第一
1 6 1	佐伯区	美鈴が丘団地（1期）
1 6 2	佐伯区	美鈴が丘団地（2期）
1 6 3	佐伯区	杉並台団地
1 6 4	佐伯区	イトーピア五日市藤の木
1 6 5	佐伯区	城山
1 6 6	佐伯区	東観音台
1 6 7	佐伯区	ピアステージ彩が丘
1 6 8	佐伯区	魚切ハイツ・ハーブヒルズ
1 6 9	佐伯区	西風新都広島ライセンスパーク杜の街